土地改良施設他目的使用契約書

印紙

管理受託者 今治市土地改良区(以下「甲」という)と他目的使用者 (以下「乙」という)は甲が管理する土地改良財産(以下「施設」という)を別に定める規定に 基づき乙に使用させることについて、下記のとおり契約を締結する。

記

第1条 甲は甲が管理する施設をその本来の用途または、目的を妨げない限度において 乙に使用させるものとする。

第2条 甲が乙に使用させる施設は次のものとし別添図面のとおりとする。

種目	種類	所 在	構造及び規模	数 量	使用にかかる施設の範囲

第3条 甲は前条の財産を次の用途または目的および方法により使用させるものとする。

用途または目的	使用の方法

2. 乙は前条の施設を前項以外の用途または目的および方法に使用してはならない ものとする。

- 第4条 使用期限は、平成 年 月 日から 平成 年 月 日までとする。
- 第5条 徴収額は甲が別に定める基準により算定した 円とする。
- 第6条 乙は平成 年 月 日から平成 年 月 日までの徴収金を甲の 発行する納入通知書により指定する期日までに納入するものとする。
- 第7条 乙は第3条第1項の使用の方法について変更しようとするときは、甲に協議し その指示を受けるものとする。
- 第8条 乙は当該使用により甲の管理する施設に損傷を与えまたは与えるおそれがあ るときは、甲の指示により乙の負担において必要な措置をとるものとする。

- にかかる施設を原状に復し甲の確認を受けるものとする。
- 第10条 乙は水洗便所、油洗剤等の汚水を施設に流入使用とするときは、浄化設備を 規則第4条の2第2項の規定を準用するものとする。
- 第11条 甲がその施設を改修または補修するときは、その都度甲、乙協議のうえ対策 損害については、乙は一切甲に求償しないものとする。
- 第12条 甲は乙がこの契約に定められた事項に違反したときは、乙の契約を解除し、 これにより生ずる損害の賠償を乙に請求するものとする。
- 第13条 乙の契約において定められた事項について疑義が生じたとき、またはこの契

上記契約の締結を証明するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保存するものとする。

平成 年 月 日

管理受託者

他目的使用者

第9条 乙は第4条の規定する期間が満了したときは、甲乙協議のうえ契約を更改する ものとし、他目的に使用する必要がなくなったときはすみやかに他目的への使用

設置するものとし、その管理については、廃棄物の処理及び清掃に関する施行

を講ずるものとし、その改良または補修によって生ずる一時使用停止その他の

約を変更する必要が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

印